海上自衛隊訓令第２８号

自衛隊法施行令（昭和２９年政令第１７９号）第３２条の規定に基づき、整備補給隊の編制に関する訓令を次のように定める。

平成１０年１２月２日

防衛庁長官　野呂田　芳　成

整備補給隊の編制に関する訓令

（任務）

第１条　整備補給隊（航空隊及び教育航空隊の編制に関する訓令（昭和４０年海上自衛隊訓令第１０号）第２章に規定する航空隊（乙）に編成する整備補給隊を除く。以下同じ。）は、次の各号に掲げる業務を行うことを任務とする。

⑴　当該整備補給隊が所在する基地（航空基地隊の編制に関する訓令（昭和３６年海上自衛隊訓令第４７号）別表に掲げる基地をいう。以下同じ。）を常時又は臨時に使用する海上自衛隊の部隊に装備する航空機、搭載装備品及び航空機の運用に直接必要な装備品（以下「航空機等」という。）並びに需品（糧食及び衛生資材を除く。）の整備に関すること。

⑵　当該整備補給隊が所在する基地に常時所在する航空隊が行う航空機等の整備に関する業務の統制に関すること。

⑶　当該整備補給隊が所在する基地において使用する基地用の電子器材（航空保安用無線器材、教育訓練用器材、地上救難用器材及び気象用器材に限る。）の整備に関すること。

⑷　当該整備補給隊が所在する基地に常時所在する海上自衛隊の部隊及び機関並びに当該基地を臨時に使用する海上自衛隊の隊員及び部隊に関して、物品（糧食及び衛生資材を除く。以下同じ。）の補給並びに輸送に関すること。

２　第２整備補給隊においては、前項に規定するもののほか、航空修理隊の編制に関する訓令（平成１０年海上自衛隊訓令第２７号）第１０条に規定する業務（技術指導を除く。第５条第３項において同じ。）を行うことを任務とする。

（編制）

第２条　整備補給隊は、整備補給隊本部、航空機整備隊、電子整備隊、武器整備隊、機側整備隊及び補給隊をもって編成する。ただし、必要があると認めるときは、整備補給隊本部以外の隊の一部を編成に加えないことができる。

（司令及び副長）

第３条　整備補給隊の長は、整備補給隊司令（以下「司令」という。）とする。

２　司令は、１等海佐をもって充てる。

３　司令は、航空群司令又は教育航空群司令の指揮監督を受け、整備補給隊の隊務を統括する。

４　整備補給隊に副長１人を置く。

５　副長は、司令を助け、整備補給隊の事務を整理し、司令に事故があるとき、又は司令が欠けたときは、司令の職務を行う。

（整備補給隊本部）

第４条　整備補給隊本部においては、司令の行う整備補給隊の隊務の統括に必要な事務をつかさどる。

（航空機整備隊）

第５条　航空機整備隊の長は、航空機整備隊長とする。

２　航空機整備隊長は、司令の命を受け、発動機、電機、計器及び機体の整備を行う。

３　第２整備補給隊の航空機整備隊長は、前項に規定するもののほか、航空修理隊の編制に関する訓令第１０条に規定する業務を行う。

（電子整備隊）

第６条　電子整備隊の長は、電子整備隊長とする。

２　電子整備隊長は、司令の命を受け、電子器材の整備（武器整備隊を欠く整備補給隊にあっては、救命器材の整備を含む。）を行う。

（武器整備隊）

第７条　武器整備隊の長は、武器整備隊長とする。

２　武器整備隊長は、司令の命を受け、航空武器及び救命器材の整備を行う。

（機側整備隊）

第８条　機側整備隊の長は、機側整備隊長とする。

２　機側整備隊長は、司令の命を受け、航空機等の飛行前後の点検及び整備並びに定期検査及び故障検査を行う。

（補給隊）

第９条　補給隊の長は、補給隊長とする。

２　補給隊長は、司令の命を受け、物品の調達、保管、補給及び整備並びに被服の支給及び交換並びに輸送に関する業務を行う。

（分隊）

第１０条　整備補給隊に、規律の維持、隊員の身上取扱い等のため、分隊１以上を編成することができる。

（委任規定）

第１１条　この訓令に定めるもののほか、整備補給隊の内部組織に関し必要な事項は、海上幕僚長が定める。

附　則

整備補給隊の編制に関する訓令

１　この訓令は、平成１０年１２月８日から施行する。

２　支援整備隊の編制に関する訓令（昭和３６年海上自衛隊訓令第４６号）は、廃止する。

附　則（平成１３年３月２日海上自衛隊訓令第４号）

この訓令は、平成１３年３月２４日から施行する。

附　則（平成１４年３月２０日海上自衛隊訓令第２６号）

この訓令は、平成１４年３月２２日から施行する。

附　則（平成２０年３月２５日防衛省訓令第１２号防衛省職員の健康管理に関する訓令等の一部を改正する訓令第７８条）（抄）

１　この訓令は、平成２０年３月２６日から施行する。

附　則（平成３０年２月２８日防衛省訓令第５号）

この訓令は、次の各号に掲げる規定ごとに、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

⑴　省略

⑵　省略

⑶　第３条、第５条から第７条まで及び第１０条の規定　平成３０年３月２３日

附　則（令和６年３月１９日防衛省訓令第１３号防衛省職員給与施行細則等の一部を改正する訓令第１７条）

この訓令は、令和６年３月２１日から施行する。